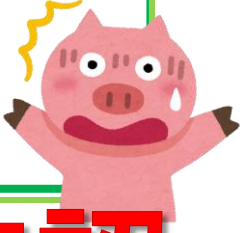
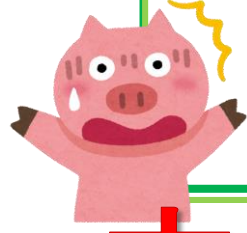


西北地域県民局地域農林水産部つがる広域家畜保健衛生所
津軽地区家畜衛生推進協議会
東青地区家畜衛生推進協議会

TEL 0173-42-2276 FAX 0173-42-6087



本県の野生いのししで豚熱感染を確認

県内で死亡した野生いのししを検査した結果、陽性と判定され、豚熱に感染していたことが確認されました。

野生いのししによる本病の侵入リスクが非常に高まっているため、飼養衛生管理基準の徹底をお願いします。

【判定日・市町村】

①令和6年8月4日 階上町

※本県の野生いのししにおける初の感染確認事例

②令和6年8月16日 三戸町

また、飼育豚では令和6年8月14日に新潟県新発田市(飼養頭数450頭)で豚熱の患畜(国内93例目)が確認されました。

✓ **豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検と強化を徹底してください。**

→人、車両等の出入り時の消毒や豚舎専用衣服・靴の使用、防護柵・防鳥ネットの点検・修繕



✓ **適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な豚熱ワクチン接種を行ってください。**

✓ **飼養豚群の健康状態を把握し、特定症状を認めた場合は直ちに家畜保健衛生所に連絡してください。**

→通報の遅れは他農場へのまん延リスクを高めることとなります。

通常と異なる死亡の増加・
継続の状況がある場合は
当所に連絡を。



豚熱等を発生させないために、
特に重要な7項目の再点検をお願いします。



病原体の侵入防止に係る7項目

15 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）
- 入場者への消毒の実施

16 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- 専用衣服・靴の設置、使用後の洗浄・消毒
- 経路を一方通行とする等の交差汚染対策

17 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）
- タイヤハウス及び車内の消毒、専用フロアマットの用意等の交差汚染対策

25 畜舎に立ち入る者の手指消毒等

- 消毒設備の設置・常時消毒・点検（消毒液の残量・有効期限）

26 畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用

- 専用衣服・靴の設置
- 衣服の着脱前後における交差汚染対策

28 畜舎外での病原体による汚染防止

- 必要のない物品を畜舎内に持ち込まない
- 重機・一輪車等を持ち込む場合、畜舎の出入口での洗浄・消毒

32 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒

- 不要な資材の処分や除草により野生動物の隠れ場所をなくす
- 病原体が侵入した場合に残存しないよう定期的な消毒

つがる広域家畜保健衛生所

電話：0173-42-2276 夜間・休日：090-8788-7459